

# 道路上への私物設置は道路法令違反であり大変危険です！！

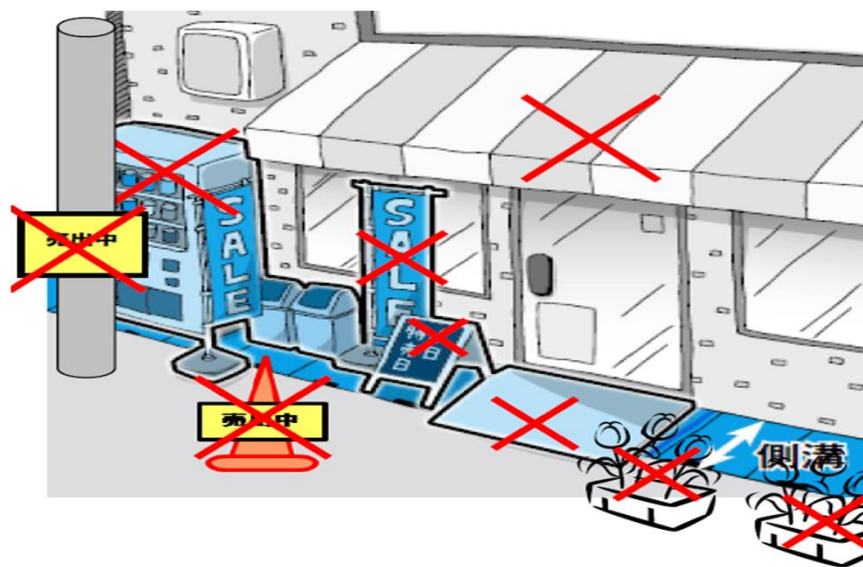
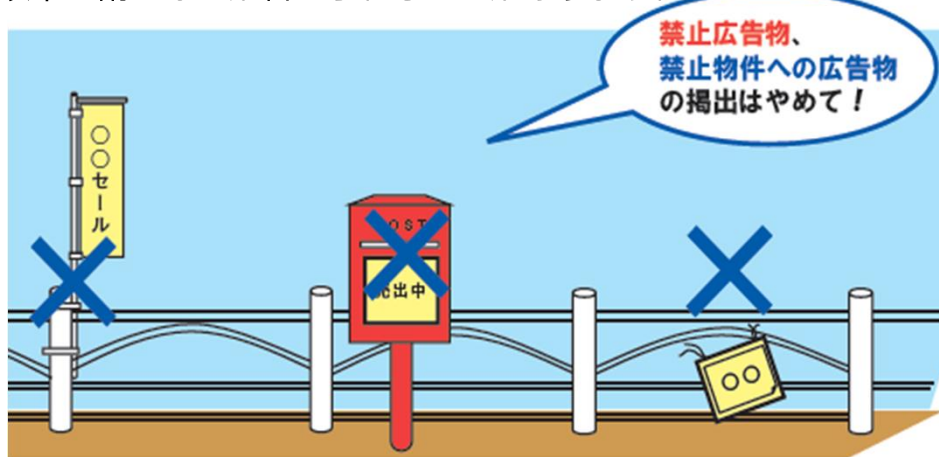


道路境界線を越え、看板やのぼり旗、商品台などの私物を道路（側溝含む）に置くことは道路法令違反であり、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金など刑事罰を受けることがあります。

また、緊急車両や歩行者等の通行の支障となるばかりでなく、これらが原因で事故が発生した場合、設置者の損害賠償責任が問われる場合があります。

すべての方に道路を安全で快適に利用していただくため、道路法令等のルールを遵守しましょう。

郵便ポストや電柱、ガードレールなど、禁止物件に広告物掲出をすることは「千葉県屋外広告物条例」違反であり、50万円以下の罰金などが科せられることがあります。



【問い合わせ】  
浦安市  
道路政策管理課  
047-712-6582